

第31期東京都青少年問題協議会

第1回専門部会

平成29年2月21日（火）

○稲葉青少年対策担当部長 それではお待たせをいたしました。定刻を過ぎましたので、ただいまから、「東京都青少年問題協議会」第1回専門部会を開催させていただきます。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日もご出席の委員の方は6名でございまして、必要な定足数に達しておりますことを、ご報告いたします。

また、本専門部会は全て公開となっております。議事録についても総会と同様の扱いとなりますので、ご承知おきください

次に、本日の資料の確認をいたします。お配りしたものは、次第の次に、資料1から資料3、最後に部会名簿を添付してございます。

また、参考にリーフレット類をお配りしてございます。適宜、ご覧いただければと存じます。

もし、資料に不足がございましたら、会議の途中でも構いませんので、お申し付けください。

それでは、始めに、本専門部会の委員の皆様方を改めましてご紹介させていただきます。

浅田眞弓委員でございます。

○浅田委員 浅田でございます。

○稲葉青少年対策担当部長 木村光江委員でございます。

○木村委員 木村でございます。

○稲葉青少年対策担当部長 坂元章委員でございます。

○坂元委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 吉田奨委員でございます。

○吉田（奨）委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 吉田善博委員でございます。

○吉田（善）委員 よろしく申し上げます。

○渡辺真由子委員でございます。

○渡辺委員 よろしくお願いたします。

○稲葉青少年対策担当部長 なお、本日、宍戸常寿委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。

また、本日は、部会のオブザーバーといたしまして、本協議会副会長にご就任いただきました、古賀正義委員。

○古賀委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 東京都児童相談センター次長 花本由紀様。

○児童相談センター花本次長 花本です、よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 教育庁指導部指導企画課長 冠木武様。

○教育庁指導部冠木指導企画課長 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 警視庁生活安全部少年育成課長の職務代理で、少年非行対策官、倉田葉子様にもおいでいただいています。

○警視庁生活安全部倉田非行少年対策官少年育成課長職務代理 よろしく願いいたします。

○稲葉青少年対策担当部長 続きまして、審議に先立ちまして、東京都青少年・治安対策本部長、廣田よりご挨拶を申し上げます。

○廣田本部長 東京都青少年・治安対策本部長の廣田でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、第31期青少年問題協議会の委員をお引き受けいただきまして、また、この第1回専門部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。座ってご説明をさせていただきます。

また、先ほど、坂元委員におかれましては、総会でのプレゼンテーション、ご準備も含め、ありがとうございました。御礼を申し上げます。

事務局といたしましては、皆様に審議を深めていただき、また、この審議に関心を持っていただいている都民の皆様にも十分理解していただけるよう、分かりやすい説明・進行を心がけてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、ぜひ、それぞれの専門分野やお立場からの知見をもとに、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

さて、本専門部会の皆様には、本日より「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について」をご審議いただきます。

諮問内容、趣旨等につきましては、先ほどの総会におきまして説明をさせていただきましたので、私からは、この問題の背景について若干補足させていただき、ご挨拶にさせていただきます。

まず、お手元の資料2をご覧ください。

スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴いまして、これらに起因する青少年の性的画像等に関する相談が急増していることにつきましては、既にご説明のとおりでございます。

東京都では、このような状況に対しまして、具体的には、後ほど詳しく説明いたしますが、

「子供・親への啓発」、「相談対応」、「有害環境の改善」を行っております。

しかしながら、資料下部に赤い字で書いてありますとおり、「児童ポルノ等の性的画像等の作成・提供を求める悪質な働きかけ」につきましては、画像の送信を未然に防ぐために有効な方策がないという現状でございます。

その理由といたしましては、このような悪質な働きかけは、SNS等で知り合った面識のない相手から、一对一のやり取りに誘われ、その中で、子供が脅されたり、騙されたりするといふものですので、通信事業者の方でも、一对一のやり取りは警戒・監視ができませんですし、保護者もなかなか気付かない状況でございます。

また、働きかけ自体が、刑法の脅迫罪、強要罪等に抵触するものであれば、相手が画像の入手に至る前でも適用されることとなりますけれども、坂元委員のプレゼンテーションにもございましたように、子供の将来予測能力の未成熟に付け込んで、刑法上の犯罪に抵触しないやり方、あるいは、そういった段階で留まることも多く、児童ポルノ法上も、相手が画像の入手に至って初めて「児童ポルノを製造した」として、違法となるといった意味での限界がございます。

私どもとしては、画像の送信を未然に防ぐために有効な方策を打ち出すことによって、被害に苦しむ児童を一刻も早く無くしたいと考えております。

皆様には、具体的な方策について今後ご審議をいただき、夏頃をめどに、大変タイトなスケジュールでございますけれども、答申案を策定いただければと考えております。

限られた時間ではございますけれども、精力的なご審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○稲葉少年対策担当部長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は、先ほど総会でご就任いただきました、木村部会長にお願いしたいと存じます。

木村委員、よろしく願いいたします。

○木村部会長 木村でございます。

いろいろ不慣れな点もあり、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。座って失礼いたします。

ただいまの本部長のご挨拶にもありましたけれども、今回は、審議のテーマが「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について」ということございまして、青少年の

問題に係る様々な分野の有識者の皆様、知見をお持ちの皆様にお集まりいただいているということでございます。ぜひ、今、本部長のお話にもありましたけれども、積極的なご議論をいただければ非常にありがたいと存じます。

では、早速ですが、次第に従いまして進行を進めさせていただきます。

次第4の諮問事項説明について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○重成青少年課長 諮問事項の概要につきまして、説明いたしたいと思えます。

資料1に沿いまして、先ほど総会で説明をさせていただきました。また、肝となる課題部分につきましては、先ほど資料2の「ネット利用に起因する青少年の性的画像等トラブルの防止に資する東京都の主な取組等」に基づきまして、本部長から説明があったとおりでございます。

そこで、事務局からは、同じく資料2の上欄でございます「都の主な取組」を補足説明させていただきます。

委員卓上に置かれております、パンフレット等一式を適宜ご覧ください。

ネット利用に起因する青少年の性的画像等トラブルの防止に資する東京都の主な取組といたしましては、大きく分けて「1 子供・親への啓発」、「2 相談対応」、「3 有害環境の改善」の取組がございます。

1の「子供・親への啓発」をご覧ください。

まず、ネット利用の危険性やフィルタリング設定などの、ネットに関する家庭ルールづくりの重要性等を子供や保護者等に説明する場として、都内各所で年間計約600回の各種啓発講演会を開催してございます。

また、教育庁では、平成27年11月に「SNS東京ルール」を策定いたしまして、インターネットに関する学校ルールづくりを中心に、SNSの利用一般に関して、児童に考えさせる機会の場の提供をしてございます。

さらに、警視庁によるものも含めまして、各種リーフレット・ポスター等において、危険性についての啓発を行ってございます。

次に「2 相談対応」につきましては、電話・メール等による相談窓口として、「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク」通称「こたエール」というものを運営してございます。また、警視庁では「STOP!児童ポルノ・情報ホットライン」を開設してございます。

最後に「3 有害環境の改善」をご覧ください。

まず、東京都青少年健全育成条例に基づく立入調査によりまして、都内の携帯電話販売店に

おけるフィルタリングの購入時の説明状況を確認してございます。

また、警視庁におきましては、昨今の厳しい児童ポルノ事犯の情勢を踏まえまして、取締りを強化しているほか、「STOP！児童ポルノ官民連絡会議」を開催し、関係機関と情報交換等を図っているところでございます。

以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

ただいまのご説明、もし何かご質問等あれば、ここでお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、次に次第の5になりますけれども、意見交換に移らせていただきます。

今回のテーマについて、本日は第1回ということで、もしよろしければ、委員の皆様から簡単にお一人1～2分程度ということになるかと思っておりますけれども、ご自身のご専門や、これまでのご活動などを踏まえて、ご意見を頂戴できれば非常にありがたいと思っております。

指名させていただいて恐縮ですけれども、まず、浅田委員からいかがでしょうか。

○浅田委員 第一東京弁護士会の弁護士の浅田眞弓と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、第一東京弁護士会、東京では三つの弁護士会がございまして、第一東京弁護士会、東京弁護士会、第二東京弁護士会という三つの弁護士会がそれぞれ活動してございますけれども、その中で、私も第一東京弁護士会の子ども法委員会というところで子どもの権利であるとか、非行問題に関する委員会に所属しておりまして、そちらの活動を行っております。

7～8年ぐらい前になるかと思っておりますけれども、子供とインターネットということで、関東の弁護士会、連合会で子供とインターネット問題というのを取り扱っておりまして、そのときの問題点と、また今回の問題点というのは多少、色彩が異なる部分はありますけれども、やはり、子供に対する教育の問題であるとか、罰則の問題というところで、共通点は少しあるのかなと考えております。まだ、具体的な議論というところではないのですが、最近、三つの弁護士会の中で、学校に行きまして、いじめ防止授業などの、いろいろ弁護士が直接学校に行って児童さんに向けて授業を行うということの一つの取組の中のものとして、いじめ防止授業というものをやっておりますけれども、弁護士が生徒さんたちに、いじめは問題があるということで、お話をすることで、非常にインパクトがあるということがございます。

今回のケースは、それとは違うわけですが、そういった、いわゆる教育者であるとか

保護者とは別の立場の者が、学生さんたちに今回のようなネット利用に関する危険性などの啓発活動を行って、実際にお話をしていくということと、さらには、各弁護士会で、子供に関する相談窓口というものも設けておりますので、何か問題が実際に起こった場合には、そういう相談窓口につなげていくという活動も弁護士会としてできるのではないかと考えております。

今回のケースに関しては、それだけではなく、これからの条例によってどのように規制していくかという問題も不可欠ではございますけれども、教育的な観点から申し上げれば、そういう弁護士会としての取組も、一つ視野に入れてもよいのではないかと考えております。

よろしく願いいたします。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

では続いて、坂元委員、先ほどはどうもありがとうございました。

もし、加えてご意見があれば、よろしく願いいたします。

○坂元委員 啓発のことについてなのですが、先ほどご質問もいただいた話とも関わりますけれども、児童ポルノの話については、子供に対する啓発というときに、最近のリベンジポルノの話題が凄く取り上げられてきてまして、教育コンテンツに入って伝えられていると思います。直近では、自画撮りの話というのが、急速に注目されるようになってきてまして、今、作っている教材の中にどんどん入ってきているような、そういう状態であるように思われます。既に出てきているものもあるかとは思いますが、今、どんどん入ってきていて、これから出てくる状態だろうとは思いますが。

個々の取り組みについては、自然であってもそういう流れがありますので、ここであえて何か検討するというときに、そういったものを加速するとか、上回るようなことを何か考えないといけないのではないかとと思うのです。そのために、今、いろいろなコンテンツがありますが、これは事務局が大変かもしれませんけれども、それぞれのコンテンツで、どう自画撮りの話が扱われているのかとか、それから今、作成していく段階にあるものであれば、どんなふうにする予定なのかを聞き取るのか、そういう情報を集めて整理していただくと考えやすいのかなと思っております。

以上でございます。

○木村部会長 具体的なお話、どうもありがとうございます。

続きまして、吉田委員、お願いできますでしょうか。

○吉田（奨）委員 吉田でございます。

平成20年度の警察庁の生活安全局長の諮問機関である「総合セキュリティ対策会議」において、児童ポルノ画像掲載サイトのブロッキングが議論になりまして、その報告書を受け、業界をまとめて、児童ポルノ画像掲載サイトのブロッキングを、欧米諸国の後を追う形ではございますけれども、成し遂げたというのが今日に至る状況でございます。

児童ポルノ画像掲載サイトのブロッキングという取組は、日本のインターネットユーザーに見せないようにするという、ギリギリの出口のところの対策でございますので、より本質的には、削除を推進していかなければいけません。ところが、昨今、ご案内のとおり、違法有害情報というのは、その多くは海外のサーバーにアップロードされるものですから、なかなか日本の司法権が及ばないということで、対策の優先順位として「1に摘発、2に削除」と申しておりますけれども、次善の策である削除を海外サーバーに対してもやっていきたいということで、今、セーフティーインターネット協会を業界の有志で集まって設立しまして、どんどん海外にも削除依頼を英語で出していくということを励行してございます。

その対象はリベンジポルノ画像にも広げておりまして、東京都との関係においては、ウィメンズプラザさんと連携をさせていただいて、心のケアはウィメンズプラザのほうでお願いいたしまして、我々は削除に絞って頑張らせていただいているという状況でございます。こういった課題というのは、「AV強要問題」とか、その他にどんどん広がっていく状況かなと思っておりますけれども、製造段階・出口のところではなく、入り口のところ、そもそもそういったものが作られない、ゼロというのはなかなか難しいとは思いますが、いかに減らせるかということが、より本質的な対策ポイントであり、また、出口の対策を軽減することにもつながると思っておりますので、ぜひ、一緒に頑張らせていただければと思います。

また、条文等について、どうなるのかなというような声も一部ネットにはございますので、慎重に議論した上で、決めていければと思います。

ありがとうございます。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

非常に実践的なお話、今後も伺えると思うので、よろしく願いいたします。

では、吉田喜博委員、お願いいたします。

○吉田（善）委員 吉田善博と申します。

私は、青少年に関わるところで申し上げますと、小学校、中学校のPTA、少年補導員、あ

と保護司というような立場で、今回、公募委員としまして参加させていただいております。

条例改正に向けてというような諮問でございました。当然、そういったことは、議論した中で有効ではあるかと思うのですけれども、そもそも、被害に遭う青少年、そちらの方に対する理解、啓発、もちろん、保護者に対しても、こういったものは必ず必要になってくるかなと思います。

今、義務教育ではICT教育の推進ということで、既に1人1台タブレットをそのうち保持するだろうというような時代になってくるかと思えます。そういった中で、やはり情報モラル教育というのも並行して行っていくということは重要ではないかなと。こういった事例も、特に中学生ぐらいからですかね、今、もしかしたら小学生にも、どんどん年齢が下がってくるかと思えますけれども、そういったものを伝えた中で、教育という部分でも示していくということが重要ではないかなと思っております。

青少年、保護者の立場で、いろいろ意見を申し上げたいと思います。微力ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

P T Aあるいは保護司のご経験もあるということで、具体的なお話をいろいろ伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

では、最後になりますけれども、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 渡辺でございます。

私は、メディアと人権の問題を研究しているとともに、ジャーナリストとしても、実際の現場で、性的な被害に遭っている子供の取材を続けております。

その中で判ってきたのは、今の子供というのは、単に裸の画像を撮るなどか、送るなど言われても、それだけでは自制が効かないということなのですね。と言いますのは、特に恋愛状態にあるときとか、悩みの状態にあるときというのは、相手から上手い言葉でかどわかされますと、ついついそれに乗ってしまうという部分があるわけなのですね。そういった意味では、対策としては、ネットリテラシー教育はもちろん有効ではあると思いますが、それだけでは足りないということです。

特に今、重要になってくると考えられますのが、子供が被害を受けるケースの中でもデートDVに絡むものというのが目立ってきているわけなのです。

デートDVというのは、大体が同世代の間で、恋愛関係の中で起きてくるわけなのですけれ

ども、そうした関係性の中で、力関係が上下にある中で、性的な画像を送れと命令されたら断れないという部分があります。そうしたケースの場合は、加害者も児童であるということなのです。被害者が児童であるとともに、加害者も児童である。ですから、こうした自撮り被害について考えるときには、子供を守ることも大切ですが、子供が加害者にならないためにはどうすればいいかということも踏まえて、今後考えられればなと思っております。

ありがとうございました。

○木村部会長 どうも、貴重なご意見をありがとうございます。

被害の実態を踏まえたご意見をいろいろ伺えるかと思えます。どうもありがとうございます。

私自身なのですけれども、私も児童ポルノであるとか児童買春に関して、従来から関心を持っていて、いろいろな法改正だとかを追っている状況です。

今回のテーマ、先生方からお話があったように、非常に被害が深刻になるというもので、ぜひ、皆様と一緒に、十分検討を加えて、考えていきたいと思えます。今後ともよろしく願いいたします。

最後に、本日ご欠席の宍戸委員からも何かコメントを頂戴しているということですので、ご紹介いただけますでしょうか。

○重成青少年課長 本日、宍戸先生はご欠席ということでございますが、本人が本日、お伝えしたかった内容につきまして、メモをいただいています。ご披露差し上げます。

「児童ポルノ等の性的画像を青少年本人が撮影、送信することのないよう、その危険性等について、青少年に対する教育、普及啓発を進めることが肝要ではないか。とりわけ、青少年にインターネットサービスを提供している事業者との実効的な協力関係を構築することが都には望まれるのではないか。

2点目、当部会において、現在のネットに起因する被害のうち、私的画像に関連するものはどの程度の割合を占めており、その特質はどのようなものか。従前の被害に対する対策が有効であるか等について、例えば、違法有害情報センター等の外部の知見を得ることが望ましいのではないか。

3点目、仮に、条例により、児童ポルノ等の私的画像を青少年本人が撮影、送信するよう他者が求める行為に対して、何らかの規制を行うことを検討するに当たっては、次の点が論点になると思われる。

① 地方公共団体において、条例によるかかる規制をすることが、地方公共団体の事務の範

圈内にあると言えるか。また、児童ポルノ法との関係で、係る規制が矛盾、衝突すると言えないか。

② かかる規制が、不当な表現の自由の制限にならないよう、規制の対象となる行為の範囲をいかに定めるか。また、その定め方がいかなる行為が規制の対象となるかについての予測可能性を保障しているか。

③ 仮に刑罰、とりわけ直罰による制裁を予定する場合には、現実の法益の侵害発生よりも処罰を前倒しすることになることとの関連で、どのような行為を対象とすることが妥当か。

については、上記①から③につきまして、当部会で議論を深めることを検討いただきたい。また、事務局においては、これまでの児童ポルノ等に対する対策例及び、いわゆる立法事実について当部会の議論の用に供する資料の整理をお願いしたいということでございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。

今の、先生方それぞれの意見で、何か付け加えてだとか、相互にご質問等あれば、ここで賜りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、最後に、当面のスケジュールについて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○重成青少年課長 資料3をご覧ください。

児童健全育成部会の当面のスケジュールになります。

本年夏頃をめどに、答申案を策定すべく、検討、審議をお願いする予定でございます。

第4回以降は、今後先生方の日程調整をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○木村部会長 それでは、これをもちまして、第1回専門部会を閉会させていただきます。

委員の皆様方、どうもありがとうございました。